

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和7年3月27日懲戒処分に付した。

令和 7年 3月27日

名古屋市消防局長 半 田 修 広

所属・補職 （階級）	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 （消防士長）	戒告	地方公務員法第29条第 1項 第 1号、第 2号及び第 3号